

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		成年後見人制度利用支援事業						予算事業名		成年後見制度利用支援事業費					
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	民法，老人福祉法，介護保険法					
				03	03	03	1602	経常経費							
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業						
		1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）													
		②地域包括ケアシステムの構築						担当課係等	長寿福祉課						
2総合相談支援の推進						長寿支援係									
事業期間		継続（平成16年度～令和 4年度）													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
精神上の障害等で判断能力が欠けている状態にある人に，本人の権利を守る援助者を選ぶことで，本人を法的に保護し，介護サービス等の利用や財産管理をはじめとする支援することにより，その人らしい生活の実現を目指す。								地域支援事業の創設に伴い，高齢者に対する「権利擁護事業」が必須事業化されたため。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
介護保険の利用に際しての契約や施設の入退所，財産管理など，代理や支援による権利擁護を図るために，家庭裁判所に申し立てを行い，必要に応じて成年後見人，保佐人，補助人を選定する。								市内在住で住基登録があり，福祉施設長等から申立の要請のあった，精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により，財産管理等に支援が必要な方							
								【事業をとりまく環境の変化】							
								成年後見制度は十分に利用されていなかったことから，成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され，同年5月13日に施行された。この法律に基づき，成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととなった。なお成年後見制度の利用の促進に関する事務は，平成30年4月1日より法務省から厚生労働省が担当することとなった。							
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】							
制度の啓発・周知 市長申立，後見人報酬助成による支援 市長申立以外の後見人報酬助成に拡大				制度の啓発・周知 市長申立，後見人報酬助成による支援				制度の啓発・周知 市長申立，後見人報酬助成による支援							
■事業費															
				H30年度		R01年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	14	494								
	県		支	出	金	7	247								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	9	297								
	一		般	財	源	7	247								
歳入計（千円）				37		1,285									
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）									
	12	役務費		24		68									
	20	扶助費		13		1,217									
歳出計（千円）（A）				37		1,285									
伸び率（％）						3,372.97									
備考	総合計画61ページ 予算書276ページ														

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	成年後見人制度利用支援事業利用申立件数	件	目標	2.00	3.00	3.00
	年間の成年後見人制度利用支援事業利用申立件数		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	成年後見人制度利用支援事業利用助成件数	件	目標	2.00	3.00	3.00
	年間の成年後見人制度利用支援事業利用助成件数		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	認知症等により判断能力が十分でない方について、成年後見人を選ぶことで、権利を守ることができる本事業の必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法で、実施主体が市と定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	申立方法や、申立要請者に、民生委員・児童委員、福祉施設の長等を定めており、現状、要支援者の迅速な把握ができる状態にあるため、妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	助成対象が実費のみのため、改善の余地はない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	受益者が明確になっているため、偏りは生じない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	地域包括支援センターとの連携強化により、迅速な対応をとることができている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	成年後見人制度利用促進に向けて、市長申立て以外の報酬助成や、要項改正等の検討を進めていく。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
高齢化に伴い、認知症の方の増加が見込まれ、また、障害者等の両親が亡くなった場合、残された子の権利擁護のために、成年後見人制度の普及、周知が重要になってきている。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
成年後見人制度利用促進のため、市広報、ホームページ等での普及啓発、報酬助成の対象拡大等を検討していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなか、高齢者の権利擁護に関する事業はますます重要となる。成年後見制度について広く周知すると共に、市長申立てに該当する場合は、関係機関と連携し速やかに対応できるよう体制を整備する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	